

【調査状況の報告】

本調査事業は、有識者4名に調査協力員を委嘱して進めています。事業年度ごとに1～2回程度の調査会議・現地指導を実施し、調査状況の情報共有を図っています。今年度の実施報告では、この調査会議にて調査協力員から報告をいただいた調査状況を掲載します。なお、掲載内容は調査会議での報告内容を基に事務局にて作成しています。また、最終的な調査成果については、令和7年度末に刊行予定の調査報告書に掲載予定です。

【総論】

華族家産の成立と展開

一 高松松平家「松枝舎」経営を中心に

(愛媛大学法文学部教授 胡 光 氏)

明治維新を迎え、全国の旧大名は東京へ移り住むこととなる。高松藩の11代藩主松平頼聰も例にもれず、明治4年(1871)に上京した。その後の高松における高松松平家の資産管理を行っていたのが、松枝舎である。

松枝舎は、明治4年に頼聰が家臣肥田忠蔵に私有の動産・不動産管理の全権を委譲したことに始まる。同年中に仮事務所を設け、翌年には高松市田町に事務所を移転している。同11年に高松市兵庫町に再び移転し事務を執っていた。

松枝舎の事業は、砂糖質取営業・雑穀質取営業・塩問屋営業・綿雑穀営業・航海業・貸付等が行われていた。これらの事業は、高松市内の築地町・田町、宇多津、坂出、木沢などで展開された。航海業に関しては、1873年(明治6)に、明治維新の際に高松藩から明治政府へ差し出していた蒸気船を大蔵省から、大阪府の辻忠兵衛・島田八郎右衛門とともに購入したが、1876年(明治9)には蒸気船を売却したうえで廃業した。

松枝舎の事業と関連する事項として特筆すべきものに、加島屋との関係がある。加島屋は廣岡家の屋号であり、江戸時代には大坂を代表する商人であった。加島屋廣岡久右衛門家からは大名貸による融資を受けており、明治時代になっても関係を有していた。香川県立ミュージアムに寄託されている『松枝舎史』によると、廣岡家が第三国立銀行の設立出願のために高松松平家に出資を求めたので貸付を行った。そのほか松広組と称した共同質取営業のために貸付を行ったが、

返済の見込みがないため、廣岡家からの願いにより廣岡家分71,640円、松広組分1,920円の返済を免除することを決定している。明治時代には賃借の関係が逆転していることがわかる。

また、松枝舎の関係団体としては、種痘館・蜂蟻社・高松就産会社・香川新報・讃岐同好会・讃岐会館等がある。これらの関係団体の構成員は旧藩士たちであった。

以上のような事業を行い、旧藩士たちの団体との関係を有していた松枝舎は実態としては高松松平家の家政組織であった。家

政組織は相談役、家令(1878年に廃止)、家扶などから構成されていた。松枝舎には、高松・東京事務所があり、高松事務所では塩田や山林などの地主経営を、東京事務所では株式投資を中心に行った。

地主経営の土地は、幕末期にはすでに所有地となっていたことは特筆すべき点である。株式の投資先は、第十五国立銀行、東京海上保険、日本鉄道などのほか、百十四銀行、琴平電鉄、四国配電などの大株主となっており、国や地域の近代化に大きな役割を果たした。

今後の高松松平家歴史資料の調査によって、その形成過程がより詳細に明らかになることが期待される。

《参考文献》

公益財団法人松平公益会編『松平頼壽傳』公益財団法人松平公益会、1964年

廣岡家研究会「廣岡家文書と大同生命文書」(『三井文庫論叢』51、三井文庫、2017年)

胡光「華族資本の成立と展開 - 高松松平家「松枝舎」経営と地域社会 -」(『人文学論叢』26、愛媛大学人文学会、2024年)

【各論1】

高松松平家資料にみる領主的土地所有と農民的土地所持の近代への移行過程―生島塩田―

(東京外国語大学名誉教授 吉田 ゆり子 氏)

高松松平家はなぜ近代において多くの資産を形成し得たのか。資産の一つである生島塩田についてみると、本来は、地租改正により公認されるはずであった農民の土地所有権が認められず、旧領主により所有されたことがわかる。なぜそのようなことが起きたのか、そのメカニズムを解明する。

生島塩田は現在の香川県総合運動公園にあたる場所で、塩田時代の絵図が残されている(写真3)。高松藩主7代松平頼起の時代、天明8年(1788)に藩主の命を受け有志豪農協同により開墾、完成した塩田とされている。この生島塩田の所有権をめぐり、明治時代には小作人たちと松平家の間で裁判が争われた。その詳細は明治13年の年紀をもつ史料から明らかとなる。なお、この史料は昭和12年の写しであるが、裁判の内容を把握する上では有用と判断される。

明治13年8月14日付けの判決において、原告・松平頼聰代人上野三鹿、被告・笠居村住民の総代兼鶴市村平民唐渡安次郎・天神前平民武田判二に申渡がなされた。被告は「従来被告は塩田附属建物、雨土等を私費で買取り調製・修繕してきたため、「底土」以外はすべて「被告ノ所有」

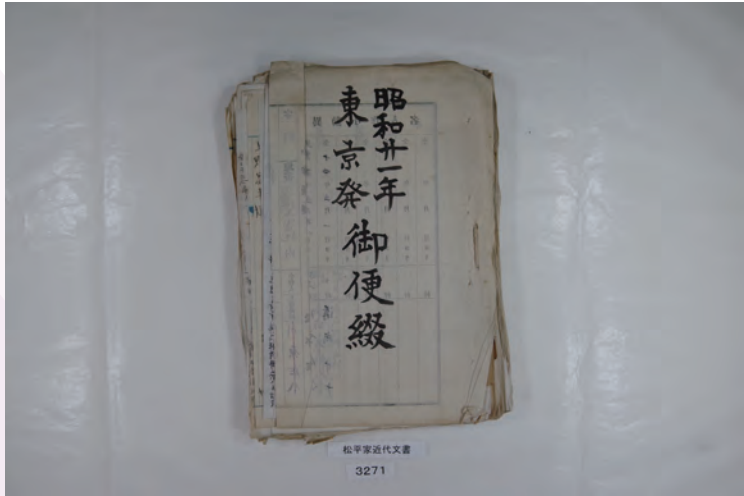


写真2 昭和廿一年東京発御便綴
(高松松平家歴史資料3271)
公益財団法人松平公益会所蔵、香川県立ミュージアム保管

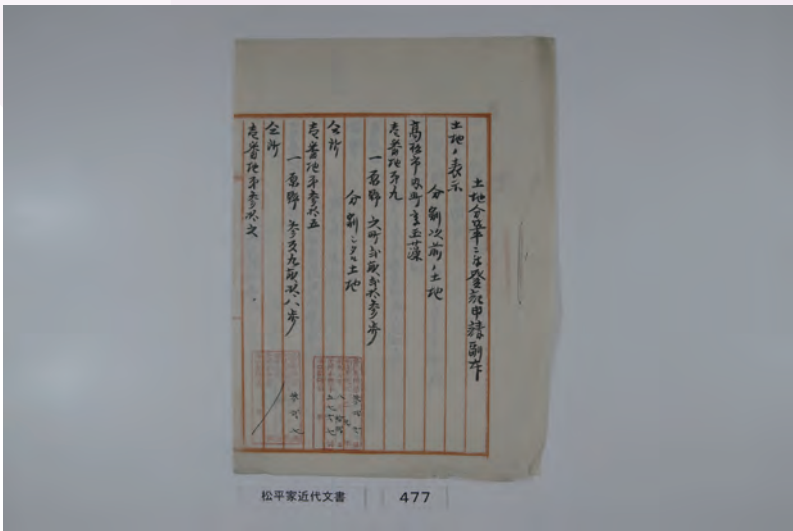


写真1 土地々目変更二付登記申請副本
(高松松平家歴史資料480)
公益財団法人松平公益会所蔵、香川県立ミュージアム保管